

平成18年度関東倶楽部対抗東京ブロック予選競技 組合わせおよびスタート時間表

(参加者 14倶楽部・84名)

期日：平成18年5月22日(月)
場所：桜ヶ丘カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

Aクラス

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	青木 茂	武蔵野	小西 隆昭	東京よみうり	大里 俊博	東京国際
2	8:07	安藤 謙治	八王子	藤田 富雄	相武	竹山 弘	赤羽
3	8:14	佐藤 満男	多摩	込谷 久雄	東京五日市	渡辺 太郎	小金井
4	8:21	鳥山 良雄	立川国際	杉浦 勝	GMG八王子	田中 康文	青梅
5	8:28	田村 昌三	府中	川上 喜彦	桜ヶ丘	荻島 富雄	武蔵野
6	8:35	片野 誠一	東京国際	金本 浩明	相武	杉田 敬三	多摩
7	8:42	塩田 義勝	小金井	石黒 豊康	GMG八王子	土志田 誠治	府中
8	8:49	石川 弘人	東京よみうり	高澤 公司	八王子	水島 節雄	赤羽
9	8:56	来住野 秀夫	東京五日市	兼田 克彦	立川国際	戸高明人	青梅
10	9:03	大西 佑三	桜ヶ丘	星野 正治	武蔵野	梶原 久義	八王子
11	9:10	指田 博	多摩	佐々木 善松	立川国際	鈴木 正治	府中
12	9:17	松岡 和歳	東京よみうり	坂本 正美	相武	渡部 良	東京五日市
13	9:24	佐藤 正信	GMG八王子	松原 功	桜ヶ丘	福島 隆	東京国際
14	9:31	阿部 達生	赤羽	中野 喜一郎	小金井	小山 敏男	青梅

10番よりスタート

Bクラス

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	渡辺 能邦	武蔵野	小林 宗一	相武	丹羽 基広	小金井
2	8:07	小林 慶一	府中	東 幸司	東京よみうり	船崎 重行	赤羽
3	8:14	柳 秀熙	立川国際	加瀬 博功	桜ヶ丘	黒田 隆雅	東京国際
4	8:21	森 鉄雄	多摩	棚橋 昭彦	GMG八王子	橋本 圭司	八王子
5	8:28	石田 昭義	東京五日市	山中 秀一	青梅	細野 敏彦	武蔵野
6	8:35	佐久間 福重	赤羽	森田 聡史	GMG八王子	箕 和進	東京よみうり
7	8:42	大久保 修男	多摩	野崎 寿之	青梅	久富 隆生	東京国際
8	8:49	原之園 博	東京五日市	銭 明宏	府中	佐々木 章	八王子
9	8:56	阿部 信夫	小金井	内藤 正幸	桜ヶ丘	平 智	相武
10	9:03	久保田 俊昭	立川国際	高橋 克己	武蔵野	原田 光則	多摩
11	9:10	原田 武秀	府中	倉石 総太郎	東京よみうり	久田 謙	東京五日市
12	9:17	関口 宏	桜ヶ丘	山内 勝彦	東京国際	岡田 和樹	小金井
13	9:24	清水 雅英	八王子	平山 康則	立川国際	堺 政一朗	相武
14	9:31	杉田 努	GMG八王子	野中 征夫	赤羽	嶋田 憲人	青梅

競技委員長 豊泉 幸夫

平成 18 年度
関東倶楽部対抗東京ブロック予選競技

開 催 日：平成 18 年 5 月 22 日（月）

開催コース：桜ヶ丘カントリークラブ

競 技 の 条 件

1 . ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2 . 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則 161 ページ参照)

3 . スタート時間

『ゴルフ規則付 (c)2』を適用する。(ゴルフ規則 162 ページ参照)

4 . ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 (c)6b』を適用する。(ゴルフ規則 165 ページ参照)

5 . プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。

この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則 6-8b 注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

6 . 移 動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 (c)9 移動』を適用する。

(ゴルフ規則 166 ページ参照)

7 . キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 (c)3』を適用する。

(ゴルフ規則 163 ページ参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の3本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。
球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2打。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. クローズド (Closed) の標示のある予備グリーン(カラーを含む)はプレー禁止の修理地 (スルーザグリーン) とし、その上に球があつたりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**
8. 樹木保護のための巻物施設 (巻網など) は樹木の一部とみなす。ただし、樹木の巻物にはさまった球は、**罰なしに**、その真下の地点から1クラブレンジ以内で、しかもホールに近づかない所にドロップすることができる。取り出した球はふくことができる。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**
9. 12番と13番の間の白杭を結ぶ線を越えて、現にプレーしているホール以外のコース上に止まった球は、アウトオブバウンズの球とする。
10. 18番ホール右側の白杭を結ぶ線を越えて、現にプレーしているホール以外のコース上に止まった球は、アウトオブバウンズの球とする。
11. 防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b()により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニアレストポイントを決めなければならない。
12. 8番ホールにおいて、グリーン左側の防球ネットや、奥の防球ネットや道路から救済を求める場合には、最も近い指定ドロップ区域にその球をドロップすることができる。
13. 9番ホールにおいて、グリーン左側の修理地やグリーン奥の防球ネットから救済を求める場合には、最も近い指定ドロップ区域にその球をドロップすることができる。
14. コース内の枕木(階段を除く)は、コースと不可分の構築物とする。
15. 黄黒の縞杭は本競技には適用せず、動かさない障害物とする。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コインを限度とする。
3. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

競技委員長 豊泉 幸夫